

## 奥三河ミライバレーコンソーシアム規約

### (名称)

第1条 本組織は、奥三河ミライバレーコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

- 2 本コンソーシアムの英文名称は、Okumikawa Mirai Valley Consortium とする。
- 3 本コンソーシアムの略称は、OMV コンソーシアムという。
- 4 本コンソーシアムの英文略称は、OMV Consortium という。

### (目的)

第2条 本コンソーシアムは、地方都市がより良くなることを第一に考え、医療、健康、ライフスタイル等の分野における新しい行政サービスの創造と地域の成長に貢献する産業の創出を可能とし、日本型イノベーション・エコシステムの形成と地方創生を実現する。またそれらの活動を通じ、地方創生のモデルケースとして、全国の地方都市や中山間地域に適用できるソリューションを全国に展開することにより、我が国全体の社会課題の解決に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自治体と企業・研究機関との調整、相互連携の強化、実証の場の提供
- (2) 自治体と連携したDX等の研究開発プロジェクト（国家プロジェクトも含む）の提案、実施運営
- (3) 研究開発成果の情報発信、ライセンス活動、社会実装
- (4) 自治体の拠点（統括・検証の場）の整備
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第4条 本コンソーシアムは、第2条の目的に賛同し、本コンソーシアムの活動に積極的に参画する法人、団体及び個人事業主並びに本コンソーシアムの目的に関連する領域の非営利機関（大学、公的研究機関等）の研究者、研究支援者（以下「非営利機関の研究者等」という。）で、指定する手続に基づき本コンソーシアムへの入会を申し込み、理事会にて本コンソーシアムへの入会を承認された者（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 前項に規定する会員のうち、法人、団体及び個人事業主を法人会員とし、非営利機関の研究者等を個人会員とする。
- 3 本コンソーシアムの運営を担う法人会員を、以下のとおりとする。
  - (1) 国立大学法人 東海国立大学機構 名古屋大学

### (入退会)

第5条 本コンソーシアムに入会しようとするときは、所定の入会申請書（様式1）を提出し、第11条に規定する代表から入会許可書（様式2）を受領しなければならない。

- 2 本コンソーシアムに入会を希望する機関は、第7条に規定する会費を納めなければならない。

3 会員が本コンソーシアムを退会しようとするときは、所定の退会申請書（様式3）を提出しなければならない。また、未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も本コンソーシアムに対する未払い分の支払いを免れないものとする。

#### （変更届）

第6条 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレス等に関する事項に変更があった時は、速やかに書面または電磁的方法によりその旨を事務局に通知する必要がある。

2 前項の規定による変更通知の不在によって、本コンソーシアムから会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、本コンソーシアムはその責を負わないものとする。

#### （会費）

第7条 会員は、次に定める本コンソーシアムの年会費を支払うものとする。

(1) 法人会員のうち大企業（みなし大企業も含む）は、年会費 60 万円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

(2) 法人会員のうち大企業以外の企業（個人事業主も含む）は、年会費 18 万円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

(3) 法人会員のうち非営利機関（大学、公的研究機関等）及び個人会員は、無料とする。

2 会費は年会費制とし、本コンソーシアム発行の請求書により、一括で振り込むものとする。

3 原則、当該事業年度内に納めなければならない。

4 既納の会費その他の拠出金品等は、その理由の如何を問わず、返還しないものとする。

5 事業年度の途中で入会した場合は、月割りで計算し、第26条第2項に規定する本コンソーシアムの事業年度末までの期間分を本コンソーシアム発行の請求書により一括で振り込むものとする。

#### （有効期間）

第8条 会員資格有効期間は次の各号に定める。

(1) 会員資格有効期間は第26条第2項に規定する本コンソーシアムの事業年度とする。ただし、退会や除名等により会員がその資格を失った場合は、この限りではない。

(2) 会員資格有効期間の起算日は本コンソーシアムが入会を承認した日とする。

(3) 特に退会希望の申し出が無い場合、有効期間終了日の翌月1日にて自動更新するものとし、以降も同様とする。

#### （会員の権利）

第9条 法人会員は以下の権利を有する。

(1) 総会における、各1個の議決権。

(2) 希望する専門委員会に所属する権利。

2 個人会員は以下の権利を有する。

(1) 総会を傍聴することが出来る権利。

(2) 希望する専門委員会に所属する権利。

#### （除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経て、これを除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 本コンソーシアムの名誉を傷つけ、または本コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき。

(役員)

第11条 本コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 幹事 定数は、総会の議により定める。

(役員を選任)

第12条 役員は、総会によって選出する。

- 2 幹事のうち1名以上を名古屋大学以外から選出するものとする。

(役員職務)

第13条 代表は、本コンソーシアムを代表し、その業務を総括する。

- 2 幹事は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その役割を代行する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期の総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、その退任した役員任期の満了する時までとすることができる。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経て、これを解任することができる。この場合において、当該役員所属するまたは所属した機関は、これに代替する者を遅滞なく推薦しなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 本規約への違反等、役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- (3) 役員が、所属する機関の職を離れたとき。

(外部役員)

第16条 本コンソーシアムは、会員以外から選出した外部役員を置くことができるものとする。

- 2 外部役員は、総会によって選出する。
- 3 外部役員職務は、本コンソーシアムが第2条の目的に沿って活動しているかを確認することとする。
- 4 外部役員任期は、第14条の規定を準用する。
- 5 外部役員解任は、第15条の規定を準用する。

(総会等)

第17条 本コンソーシアムに総会を置く。

- 2 総会は、法人会員をもって構成する。ただし、議決権を有しない外部役員その他、必要に応じ役員  
の了承を得て、法人会員以外の者を出席させることができる。
- 3 総会は、法人会員総数の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席に  
かえることができる。
- 4 総会の議決は、出席した法人会員の議決権の過半数をもって行う。
- 5 前二項にかかわらず、本コンソーシアムの解散及び本規約の改廃について議決を行う総会は、法  
人会員総数の過半数の出席をもって成立し、本コンソーシアムの解散及び本規約の改廃の議決は、  
出席した法人会員の議決権の3分の2以上の賛成を得ることで行うことができる。

(総会の議事)

第18条 総会の議事は、次のとおりとする。

- (1) 本コンソーシアムの活動計画
- (2) 役員を選出及び解任
- (3) 法人会員の提出した事項
- (4) 決算の報告及び予算の審議
- (5) 本規約の改廃
- (6) その他総会が必要と認めた事項

(総会の開催)

第19条 総会は、毎事業年度1回、定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

- 2 総会は、役員が召集し、代表が議長を務めるものとする。

(理事会)

第20条 本コンソーシアムの運営に関する事項を審議するため、理事会を置く。

- 2 理事会は、役員及び外部役員をもって構成する。ただし、必要に応じて、代表の了承を得て、役  
員以外の会員に所属する者を出席させることができる。
- 3 理事会は、随時開催する。

(理事会の議事)

第21条 理事会の議事は、次のとおりとする。

- (1) 総会の決議事項を実施するために必要な具体的事項
- (2) 専門委員会の設置、変更の承認に関する事項
- (3) その他理事会が本コンソーシアムの運営に必要と認めた事項

(専門委員会等)

第22条 理事会は、本コンソーシアムの事業を円滑に行うため、必要に応じて特定の事項を検討する  
専門委員会を置くことができるものとする。

- 2 専門委員会委員は、理事会が会員の中から委嘱する。ただし、必要に応じて、会員以外から外部

有識者を委嘱できるものとする。

- 3 理事会は本コンソーシアム活動全体の戦略立案・運営方針策定について、外部有識者による助言を求めるために、アドバイザリ委員会を置くことができる。
- 4 アドバイザリ委員会委員は、理事会が会員以外から外部有識者を委嘱するものとする。

(事務局)

第23条 本コンソーシアムの事務局は、名古屋市千種区不老町（国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学内）に置く。

(事務局長)

第24条 本コンソーシアムの事務局に、事務局長1名を置く。

- 2 事務局長は、代表が指名する役員が兼務する。
- 3 事務局長の任期は、第14条の規定を準用する。

(成果等報告会の開催)

第25条 本コンソーシアムは、会員を対象とした、本コンソーシアムに関する研究開発の成果についての報告会を毎事業年度1回以上開催するものとする。

(経費)

第26条 本コンソーシアムの経費は、会員の負担する会費をもってこれに充てる。ただし、本コンソーシアムへの寄付金等を経費に充てることを妨げない。

- 2 本コンソーシアムの事業年度は、令和5年度は、令和5年5月1日から令和6年3月31日までとし、令和6年度以降は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第27条 本規約に定めるもののほか、本コンソーシアムに関し必要な事項は、総会の議を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 本規約は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 本コンソーシアムの設立当初は、次に掲げる者を世話人とし、第20条の規定にかかわらず、設立後最初の総会で役員を決するまでの間、理事会を構成するものとする。

平田 仁 (国立大学法人 東海国立大学機構 名古屋大学)

山本 美知郎 (国立大学法人 東海国立大学機構 名古屋大学)

吉川 正 (国立大学法人 東海国立大学機構 名古屋大学)

下江 洋行 (新城市)

- 3 本コンソーシアムの設立後最初の総会は、第19条第2項の規定に関わらず、前項に定める世話人が招集し、議長は世話人の中から互選するものとする。
- 4 別途秘密保持契約を締結するものとする。

## 入会申請書

奥三河ミライバレーコンソーシアム代表 殿

**【法人または団体の場合】**

法人または団体住所

法人または団体名

代表者役職・氏名



**【個人の場合】**

個人住所

氏 名



奥三河ミライバレーコンソーシアム規約及び別紙1に記載の奥三河ミライバレーコンソーシアムの基本方針に同意の上、下記のとおり、入会を申請します。

### 記

1. 会員区分 :  法人会員：大企業（みなし大企業も含む）  
 法人会員：大企業以外の企業（個人事業主も含む）  
 法人会員：非営利機関（大学、公的研究機関等）  
 個人会員：非営利機関の研究者等

2. 会員情報

**【法人または団体の場合】**

入会事業者名 :

**【個人の場合】**

入会者の氏名 :

3. 事務担当者の氏名 :

所属 :

役職 :

電話番号 :

E-mail アドレス :

4. 入会希望日 : 令和 年 月 日

以上

奥三河ミライバレーコンソーシアムの基本方針

知的財産の取り扱いルールの方針

奥三河ミライバレーコンソーシアムの活動として行われる非競争領域の共同研究成果について、以下の方針のもと、非競争的に産業を育成することを狙う。

1. 共同研究成果として得られた共有知財については、権利者による非独占実施は無償とする。
2. 非営利機関（大学、公的研究機関等）と、営利機関（企業等）との共願にかかる出願・維持費用に関しては、共有権利者である当該営利機関（企業等）がこれを負担する。
3. 共同研究成果について、会員（以下「参加会員」という。）による奥三河ミライバレーコンソーシアムの活動としての研究開発に対しては、権利者は権利行使をしない。
4. 非営利機関との共同研究成果の事業目的の実施については、参加会員に対して原則として実施許諾する。

## 入会許可書

殿

奥三河ミライバレーコンソーシアム

代表者氏名



奥三河ミライバレーコンソーシアムへの入会を、下記のとおりを許可します。

### 記

1. 会員区分 :  法人会員：大企業（みなし大企業も含む）  
 法人会員：大企業以外の企業（個人事業主も含む）  
 法人会員：非営利機関（大学、公的研究機関等）  
 個人会員：非営利機関の研究者等
2. 会員情報  
【法人または団体の場合】  
入会事業者名 :  
【個人の場合】  
入会者の氏名 :
3. 事務担当者の氏名 :  
所属 :  
役職 :  
電話番号 :  
E-mail アドレス :
4. 入会日 : 令和 年 月 日

以上

## 退会申請書

奥三河ミライバレーコンソーシアム代表 殿

**【法人または団体の場合】**

法人または団体住所

法人または団体名

代表者役職・氏名



**【個人の場合】**

個人住所

氏 名



奥三河ミライバレーコンソーシアム規約第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり、退会を申請します。

### 記

1. 会員区分 :  法人会員：大企業（みなし大企業も含む）  
 法人会員：大企業以外の企業（個人事業主も含む）  
 法人会員：非営利機関（大学、公的研究機関等）  
 個人会員：非営利機関の研究者等
2. 会員情報  
**【法人または団体の場合】**  
会員事業者名 :  
**【個人の場合】**  
会員の氏名 :
3. 事務担当者の氏名 :  
所属 :  
役職 :  
電話番号 :  
E-mail アドレス :
4. 退会日 : 令和 年 月 日

以上